



立川市会計年度任用職員
(時給報酬制)
募集案内 <登録制>

《令和8年度 名簿登録》

特別支援学級臨時指導員

立川市教育委員会事務局
教育部教育支援課
令和8年2月

立川市会計年度任用職員（時給制）募集案内 <登録制>

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	特別支援学級臨時指導員
仕事の内容	<p>市立小・中学校における知的障害および自閉症情緒障害特別支援学級での指導補助・身辺介助等の支援などを行います。</p> <p>業務内容は学校の状況によって異なります。勤務校が状況に応じて定めた業務に従事していただきます。</p> <p>想定される業務内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学級教員の指示に基づく、特別支援学級在籍児童・生徒の指導補助・身辺介助 ● 宿泊学習や夏季プール指導時における児童の指導補助・身辺介助 ● 学級内でのミーティングやカンファレンス・研修等への参加（週 1 時間程度、年間 40 時間以内）
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	特に経験は問いませんが、学校が定めた業務によっては、教育・心理に関する業務経験がある方を優先する場合があります。
必要な免許・資格	特に免許・資格は問いませんが、学校が定めた業務によっては、各種教員免許保有者や、教育・心理に関する資格をお持ちの方を優先する場合があります。
任用期間	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。</p> <p>※ 任用開始日については状況によって相談可</p> <p>※ 最初の 1 か月は条件付採用となります。</p>
勤務場所	立川市立小・中学校
勤務日・勤務時間	<p>学校の授業のある日及び勤務する学校長が別途指定する日において、1 日 6 時間を基準とします（児童・生徒の生活時程に合わせ、短縮及び延長あり）。</p> <p>※ 勤務の曜日・日数・時間数は、時期・学校によって異なります（不規則勤務）。</p> <p>※ 勤務する学校長の命により、宿泊学習や夏季プール指導の勤務有。</p> <p>※ 時間外勤務は原則ありませんが、やむを得ず従事した場合は、振替又は時間外勤務相当の報酬を支給します。</p>
休日・休暇等	<p>【週休日・休日】</p> <p>土曜・日曜・祝日、勤務校の夏季休業中・冬季休業中・春季休業中</p> <p>※ 学校行事等により週休日・休日に勤務を依頼する場合があります。</p> <p>【有給の休暇】</p> <p>年次有給休暇（一定の勤務日数等を超える方のみ）、事故休暇、妊産婦の休息时间</p> <p>【無給の休暇・休業】</p> <p>慶弔休暇、災害休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、産前産後休暇、出産介護休暇、育児参加休暇、育児休業、育児時間、部分休業、子育て部分休暇、子どもの看護等休暇、病気休暇、生理休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇</p>

報酬・手当	<p>1時間あたり1,390円（令和7年度実績）</p> <p>※ 規定により、別途通勤費相当の報酬を支給します。</p>
社会保険	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入については、条件を満たす場合は加入あり。</p> <p>※ 災害補償については、労働災害補償を適用します。</p>
応募方法	<p>【提出書類】 応募用紙（写真貼付。市ホームページからダウンロードができます。）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 提出期限 未定（学校からの配置要望がなくなり次第終了） ※ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町3-3-6 子育て支援・保健センター3階 立川市教育委員会事務局教育支援課 管理係 宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間 平日の9時～17時（時間厳守） ※学校からの配置要望がなくなり次第終了</p> <p>② 受付場所 立川市錦町3-3-6 子育て支援・保健センター3階 教育支援課 管理係</p>
応募後の流れ	<p>応募いただいた方は「名簿登録者」となり、学校からの配置要望に応じて書類選考及び勤務校での面接の後、配置を決定します。</p> <p>※ 学校からの配置要望が無い場合は、任用されません。あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 名簿登録の期間は、令和9年3月末までです。</p>
その他	<p>✓ 応募に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 応募用紙の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p>
特定性犯罪の前科について	<p>✓ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>✓ 特定性犯罪の前科がある場合は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p>

	✓ このため、予め採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
お問い合わせ	平日の9時～17時（12時～13時は除く） 教育支援課管理係 電話 042-506-0018

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。